

政令第 号

国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第一条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第五号中「こと」の下に「（工事の実施の安全の確保に関するものを除く。）」を加える。  
第六十三条第一号及び第二号中「補償」の下に「、工事の実施の安全の確保」を加える。

附則第一条の二中「附則第五条の五」を「附則第五条の四」に改める。

附則第二条の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
---

平成三十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）

第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。

）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する

こと。

附則中第五条の四を削り、第五条の五を第五条の四とする。

附則第七条の表平成二十七年三月三十一日までの間の項を削り、同表平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間の項中「平成二十七年四月一日から」を削り、「及び離島振興対策分科会」を「、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会」に改め、同表平成二十九年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間の項中「及び離島振興対策分科会」を「、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会」に改め、同表に次のように加える。

平成三十五年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間

、豪雪地帯対策分科会及び山村振興対策分科会

附則第八条の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

<p>平成三十七年三月三十一日</p>	<p>振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に 関すること。</p> <p>半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案 並びに推進に關すること。</p>
<p>平成三十七年三月三十一日</p>	<p>附則第十六条の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。</p> <p>半島振興法第十条の規定による道路の指定に關すること。</p>
<p>平成三十七年三月三十一日</p>	<p>附則第十八条の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。</p> <p>山村振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に關する こと。</p> <p>半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に關する こと。</p>

(国土審議会令の一部改正)

第二条 国土審議会令(平成十二年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日	山村振興対策分科会	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項及び第二十二条	国土交通省国土政策局 地方振興課
--------------	-----------	----------------------------------	---------------------

附則第二条第二項中「山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会」を「特殊土壌地帯対策分科会及び山村振興対策分科会」に改める。

#### 附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中国土交通省組織令附則第二条の表、第七条の表、第八条の表、第十六条の表及び第十八条の表の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

理 由

半島振興法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）及び山村振興法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行に伴い、国土交通省組織令及び国土審議会令について所要の規定を整備するとともに、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房審議官の設置期間の特例を廃止する等の必要があるからである。